

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和6年1月19日(2024.1.19)

【国際公開番号】WO2023/127594

【出願番号】特願2023-570880(P2023-570880)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/32(2006.01)

B 6 5 D 65/40(2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/32 Z

B 6 5 D 65/40 D

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年11月30日(2023.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリオレフィン系樹脂を主たる構成成分とする基材フィルムを少なくとも1枚と、ヒートシール性樹脂層とを有する包装材料であって、前記基材フィルムのうち少なくとも1枚はガスバリア層を有する積層基材フィルムであって、前記ガスバリア層がポリビニルアルコール樹脂、ポリエステル樹脂、ポリウレタン樹脂のいずれか一つからなる被覆層であり、前記包装材料から剥離した基材フィルムの少なくとも1枚が、熱機械分析装置により測定した130における加熱伸び率がMD方向、TD方向のいずれも6%以下であり、23×65%RH環境下における酸素透過度が60ml/m²・d・MPa以下であることを特徴とする包装材料。

30

【請求項2】

前記ヒートシール性樹脂層はポリプロピレンまたはポリエチレン樹脂を主たる構成成分とするポリオレフィン系樹脂からなることを特徴とする請求項1に記載の包装材料。

【請求項3】

前記ガスバリア層を2層以上含むことを特徴とする請求項1または2のいずれかに記載の包装材料。

【請求項4】

前記ガスバリア層としてアルミニウム、酸化アルミニウム、酸化ケイ素、または酸化ケイ素と酸化アルミニウムの複合酸化物のいずれか一つからなる無機薄膜層をさらに含むことを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の包装材料。

40

【請求項5】

前記基材フィルムとガスバリア層との間にアンカーコート層が積層されることを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載の包装材料。

【請求項6】

前記ガスバリア層の上に保護層が積層されることを特徴とする請求項1～5のいずれかに記載の包装材料。

【請求項7】

前記基材フィルムを2枚以上用いることを特徴とする請求項1～6のいずれかに記載の包装材料。

【請求項8】

50

基材フィルムを構成するポリオレフィン樹脂のうち、植物由来のポリエチレン樹脂を1重量%以上25重量%以下含むことを特徴とする請求項1～7のいずれかに記載の包装材料。

【請求項9】

ボイルまたはレトルト用に使われることを特徴とする請求項1～8のいずれかに記載の包装材料。

【請求項10】

電子レンジ加熱用に使われることを特徴とする請求項1～8のいずれかに記載の包装材料。

【請求項11】

請求項1～8のいずれかに記載の包装材料を用いて構成される包装袋。

10

【請求項12】

請求項1～8のいずれかに記載の包装材料、又は請求項12に記載の包装袋を使用して被包装物が包装されてなる包装体。

20

30

40

50